

令和元年12月24日

監理団体各位
団体監理型実習実施者各位

技能実習制度における失踪問題への対応について

平素より技能実習制度に対する御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

技能実習制度については、平成29年に施行されたいわゆる「技能実習法」の適正な運用を通じて制度の適正化に努めてきているところです。

しかしながら、来日する技能実習生の増加に伴い、失踪する技能実習生の数も増加しています。

この失踪技能実習生の問題は、昨秋以降の国会審議において頻繁に取り上げられるなど、広く社会の関心事であると認識しており、極めて重く受け止めています。

こうした状況を受け、法務省では「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」を立ち上げて対策を検討し、失踪が発生した場合における国側の初動対応の強化のほか、技能実習生に対する報酬支払いを口座振込み等によることなどの方策をとることとしたところです。

さらに、今般、追加的な対策として、失踪技能実習生を高い割合で発生させている監理団体や実習実施者等について、帰責性等を踏まえて技能実習生の受入れを認めないことや、失踪した技能実習生に就労をさせた企業名の公表など、更なる措置をとることとしました。

これらの措置の内容は、別添の資料のとおりです。

また、本年4月1日からは、在留資格「特定技能」が新設されました。

特定技能制度では、技能実習2号を良好に修了した方は、特定技能1号に無試験で移行可能となっていますが、受入機関側が外国人の失踪を発生させた場合、特定技能外国人の受入れも認められないことがあり得、技能実習生の失踪を発生させた場合のリスクは大きいものとなっています。

出入国在留管理庁としては、失踪技能実習生の発生防止に向け、技能実習生が失踪しないよう、また、技能実習生が失踪せざるを得ないような環境に陥らないよう、そして、失踪した技能実習生が適正な手続を経ずに雇用されることのないよう、今後とも制度の適正化に全力で取り組んでまいります。

各監理団体及び実習実施者の皆様におかれましては、技能実習制度の趣旨を御理解頂いた上で、引き続き、失踪の発生防止に向けた御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、失踪した技能実習生の失踪先等に係る情報（国内ブローカーの情報も含む。）などがあれば、下記の連絡先に情報提供をお願いいたします。

なお、各監理団体におかれましては、以上の点を傘下実習実施者に確実に周知願います。

記

○情報提供連絡先

出入国在留管理庁ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/zyouhou/>

出入国在留管理庁長官

佐々木聖子

失踪技能実習生を減少させるための施策



1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 母国語相談体制の充実
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

②実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業名の公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。